

「茂原市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）」 に対するパブリックコメント（意見募集）の結果について

「茂原市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）」について、みなさんからご意見をいただくために、パブリックコメントを実施したところ、結果は以下のとおりでした。

貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

意見等の募集期間

令和6年1月15日（月曜日）～令和6年2月14日（水曜日）

意見等の受付人数および件数

1人 9件

（提出方法 持参1人、郵送0人、ファクシミリ0人、電子メール0人）

お寄せいただいたご意見の趣旨およびご意見に対する市の考え方

いただいたご意見については、原則として原文のまま掲載しております。

番号	ご提出いただいた意見等の概要	市の考え方	(案)の修正の有無
1	<p>要支援・要介護認定者数が増加を続けていることに対し、ケアプランを作成する介護支援専門員数や実際のサービス提供量は足りているのか。</p> <p>介護現場の人手不足が深刻な中、近隣市町村との連携を図る等、対策を講じていただきたい。</p>	<p>介護ニーズの増加に対して、介護人材の供給は十分では無いと認識しております。</p> <p>県や関係機関と連携し、介護人材の確保に向けて取り組んでまいります。</p>	無
2	<p>②施設等への入居に関する検討状況及び④介護者が不安に感じる介護</p> <p>在宅介護を受けている高齢者の施設等への入所・入居に関する検討割合は、「検討していない」とする割合が 91.6%と高い一方、「介護者が不安に感じる介護」では「認知症への対応」及び「日中及び夜間の排せつ」が高い割合となっている。これらから、可能な限り在宅で介護を受けたい（行いたい）という思いがあるが、一方様々な不安も抱えていることが推測される。よって在宅介護の充実が必要ではないかと考える。</p>	<p>ご指摘のとおり、在宅介護の充実が必要であると考えていることから、在宅医療・介護連携の推進、家族の介護支援、地域包括ケアシステムを支える体制の整備等に取り組んでまいります。</p>	無
3	<p>◇介護相談員の派遣実績と目標</p> <p>第8期は新型コロナの為、派遣また受け入れを中止したため、派遣施設及び派遣回数が少なかったが、第9期は新型コロナが既に感染症法で第5類相当に移行したため、再開に向け、派遣施設及び派遣回数とも上法修正しても良いのではないだろうか。介護相談員はなかなか成り手がいないと聞くため、受け入れニーズはあるものの、介護相談員自身が少ないのだろうか。</p>	<p>ご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症の第5類移行に伴い、少しずつ介護相談員の派遣受け入れ施設は増加するものと見込んでおりますが、現在の介護相談員は1名のため、派遣回数的大幅な増加は難しいところです。今後、介護相談員の増加に向けて取り組んでまいります。</p>	無
4	<p>④高齢者短期宿泊事業・生活援助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第8期計画の3年間を通して見込み数が98に対して実績が0である。当該事業への利用申請、相談に対してどう対応したのかを伺う。 ・利用実績0が続いているが、令和5年水 	<ul style="list-style-type: none"> ・第8期計画期間中に、高齢者短期宿泊事業の利用を検討した事例は複数ありましたが、施設側との受け入れ条件が合わずに断念した経緯がございます。 ・避難所への避難者や、災害対策本部、高齢者支援課への電話等、市が把握している 	無

	害時に緊急受け入れ等のニーズはなかったのか。利用可能な制度があることの周知はされていたのか。	範囲においては事業利用の要望はありませんでした。事業の周知については、対象者が限定されるため困難であり、条件が合致した場合に案内をしております。	
5	地域公共交通の利用促進と移動手段の確保について 地域柄、公共のバス停が遠くバス停までの移動が困難なことが多いため、デマンド交通の導入を検討頂きたい。	デマンド交通をはじめとする地域公共交通のあり方については、「茂原市地域公共交通計画」で定める内容のため、ご意見として承り、関係課と共有させていただきます。	無
6	ちよいとサポーター関連 養成研修修了者の活動がどのようにされているのか。 要支援認定者が訪問介護を利用する際に対応する事業所が少ないため、有効に活用出来る方法があると良い。	ちよいとサポーター養成研修修了者については、市内3か所の事業所に登録していただき、事業所を通じて活動しています。ご指摘のとおり、対応する事業所数が少ないため、有効に活用できるように、協力事業所と話し合いの場を設けるなどして方法を検討してまいります。	無
7	①養護老人ホーム 養護老人ホーム対象者が発生しても見込み数を超えての養護措置は行わないという認識で良いか。	対象者が見込み数を超えたとしても、その方の生活状況等によって養護措置が必要であると判断されれば、措置を行います。	無
8	⑤ヤングケアラーを含む家族介護者支援の取り組み 包括と居宅と連携し実態を把握していくとあるが、どのような方法（手法）での把握を想定していますか？ まずは学校などの教育機関との連携が重要ではないかと思いますがいかがお考えですか？	ヤングケアラーがケアをする対象としては、高齢者、障害者、要医療者、児童などが想定されますが、このうち本計画では高齢者を介護している者を取り上げています。 ヤングケアラーの存在を把握するきっかけとして、地域包括支援センターが受ける総合相談や、居宅介護支援事業所が行うモニタリングの際に気付くことが考えられます。 存在を把握した後は、学校をはじめとする関係機関と連携して、ヤングケアラーが抱える個別の事情に応じて必要な支援に繋がっていきたいと考えております。	無
9	地域包括支援センターに重層的支援体制整備事業の相談を担う役割を期待する準備として、地域包括支援センター運営の具体的な展望をお示し頂きたい。	相談支援の充実を図るため、研修等を通じた相談員のスキルアップや、専門職の増員等を検討するなど、地域包括支援センターの機能強化に努めてまいります。	無